

報 告 書

令和6年12月5日

みんなで作る党 債権者 各位

みんなで作る党 債権者委員会

代理人弁護士 村 岡 徹 也

本日、東京地方裁判所に対し、債権者委員会委員長廣井雅樹の代理人として、みんなで作る党の代表大津綾香氏個人に対し、不法行為に基づく損害賠償請求訴訟を提起したことをご報告いたします。

本件は、みんなで作る党の代表者であった被告大津氏が、その代表者の善管注意義務に違背して債権者に支払うべき貸付金の返済をせず、政党資産を故意に隠匿したことで、債権者が本来受けられる弁済が不可能となった損害について、不法行為に基づく損害賠償請求を求めたものです。

現在、同じく東京地裁において、大津氏個人の破産事件の審理が行われていますが、みんなで作る党の破産債権者約300名は、大津氏が政党資産を隠匿したことによって令和6年度の政党交付金が得られず損害を被ったために、同事件においても債権の届出が許されると考えております。

当職は同破産事件において、政党の貸金債権者については、損害を被った範囲では個人の破産債権者としても届出を認めるべきであると今後主張してまいります。

取り急ぎご報告を申し上げます。

以 上